



移転価格に関するニュースレターアラートシリーズ

エピソード05 & 06: 事業リストラクチャリング及び低リスクの企業へのCovid-19の影響

2020年9月30日

当シリーズでは下記の内容を取り扱います。

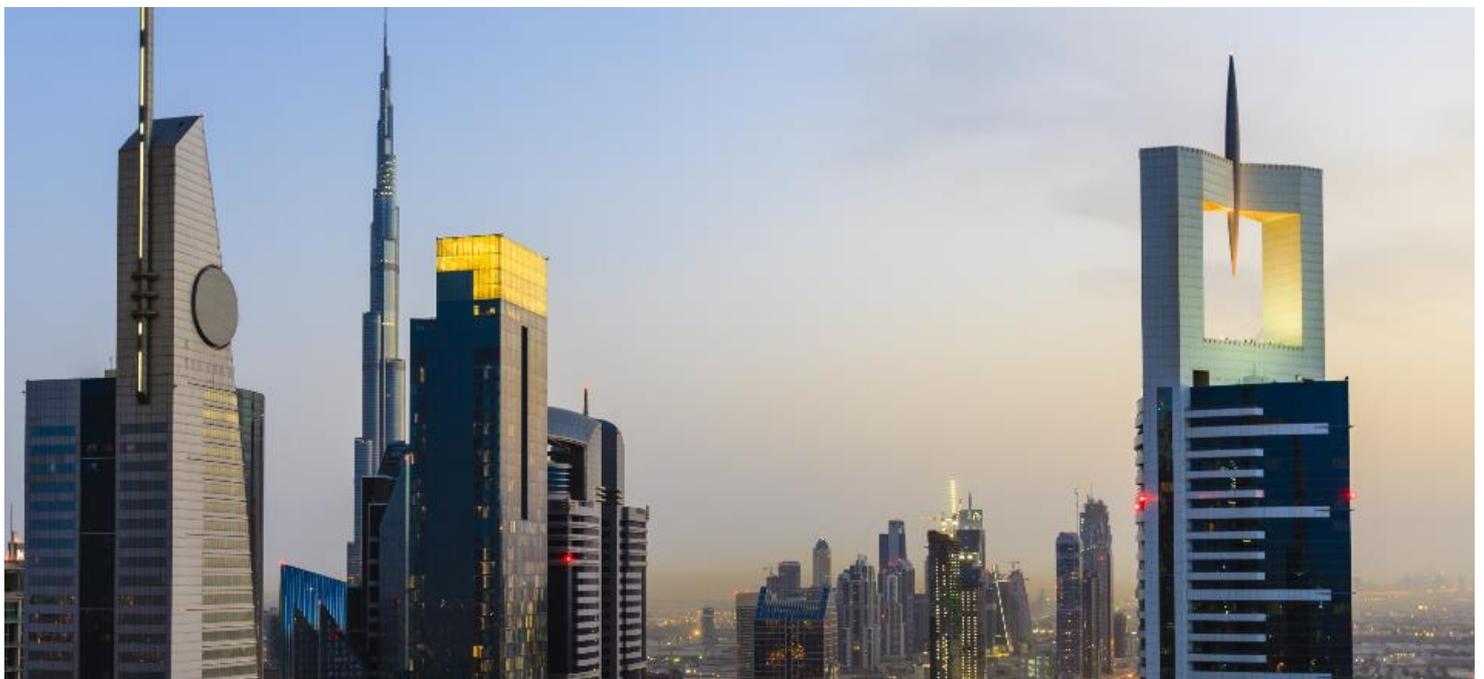
1. Covid-19によるサプライチェーンの寸断 - 既存のグループサプライチェーンモデルが今後どのように変わる可能性があるか、そしてどのような潜在的なリスクが考えられるか
2. Covid-19以前のグループ内の価格設定が不適格になる可能性とその再検討
3. 損金算入可能な支払利息上限に関する規制の改正：企業の考慮すべきこと及び推奨アクション
4. Covid-19の影響を受ける期間における赤字・収益変動などを事前に計画する
5. 移転価格の専門家から見た事業リストラクチャリング
6. サプライチェーンの中で低リスクとみられる企業はCovid-19への受容力が高い、というのは本当か?
7. Covid-19によるAPAの交渉および実施プロセスへの影響
8. 移転価格に関する税務調査の傾向：納税者ための緩和か、又は、国家予算ための積極的な計画か?

はじめに

世界経済へのCovid-19パンデミックによる深刻な混乱が明らかになっています。パンデミックは需要に悪影響を与え、サプライチェーンの寸断を引き起こしています。その結果、多くの企業が一時閉鎖または操業停止を余儀なくされています。営業再開後も、需要が完全に回復しておらず、サプライチェーンが徐々に正常に戻りつつありますが、多くの企業は標準生産量より大幅に低い稼働率で稼働することを余儀なくされる可能性があります。こういった状況はベトナムにおける多国籍企業（MNE）グループの子会社の限定的・低リスクの企業として活動する企業にも起こりえます。これらの企業は契約製造業者、契約サービス提供者、または限定的なリスクを有する流通業者が該当します。このような企業は通常、コストマークアップに基づき利益を得る場合や、受注に基づいて製品を製造するため、独立的な環境で運営されます。しかし、Covid-19のパンデミックによる世界経済が深刻な混乱に陥っている中、このような限定的リスク企業がCovid-19以前の収益レベルで事業を継続すべきか、あるいは、親会社の損失の一部を負担するように収益性を下げべきかという疑問が挙がっています。



また、多国籍企業が特定地域での施設の閉鎖や、他の地域への移転の際に、グループ構造及び関連当事者との取決めの再評価について検討する必要があります。例としては、サプライチェーンの混乱に対応するためにサプライチェーンの再構築、または、損失を抑えるために、特定の生産施設の閉鎖を検討する場合があります。そのような決定が一時的なものであるか、永久的なものであるかにかかわらず、新たな関連当事者との取引の発生、または既存の関連当事者間取引の終了・変更が発生する可能性があります。したがって、このようなリスクを評価する過程で、各事業体の機能プロファイルや実情を細かく分析する必要があります。



弊社の推奨

移転価格についての詳細分析

損失はオペレーショナルリスクの管理能力に大きく関連しており、リスクの低い企業として設定され、コストマークアップで利益を稼取できる場合には、損失を正当化することは困難と言えます。しかし、Covid-19によって事業が中断した期間中に、類似の企業が関連するコストを負担し、その結果損失に至っているかどうかを調査することにより、そのような事業体が収益レベルを下げる、または損失の状態ですべての事業運営できるかどうかを評価することは可能です。この評価を実現するには詳細な分析及びそれをサポートするベンチマーク分析が必要となります。このような移転価格分析とベンチマーク分析の実行に向けたポイントは以下のとおりです。

- パンデミックの影響を反映するために、類似企業の当年度の単年度データまたは、できれば四半期のデータを比較に使用すること。
- 評価対象の当事者の収益性レベルに適切な特殊要因分析の調整を行うこと
- 以下のような複数の期間における評価対象の企業の収益性を分析すること。
 - (i) パンデミック前（すなわち通常の事業環境下）
 - (ii) パンデミック期間中
 - (iii) 回復期
- この3つの期間に分けて収益性を分析することで、パンデミックによる影響がより明確に示されます。加えて、業界全体へのパンデミックによる影響を示すためには、詳細な業界分析も有益です。



既存のサプライチェーンにおける移転価格の調整

Covid-19で商業的サプライチェーンが影響を受けている中、グループ会社の機能プロファイルやサプライチェーンを構成するすべての構成単位の収益性のレベルを再評価することが必要であり、有益であるかもしれません。この評価を実施する際、最終的にどの当事者が業務や事業決定によるリスクを負担するかについて考慮する必要があります。

グループ構造の見直しまたは変更

多国籍企業がCovid-19の影響を軽減するため、ビジネスモデルの再構築を決定する際には、グループ全体の機能、資産、リスクを再配分するために移転価格の取決めを調整する必要があるかもしれません。企業は、新たなモデル及びグループ間のそれぞれの契約における機能、資産、リスクの実際の配分が正確に反映されているかどうかをレビューする必要があります。

弊社の推奨（続き）

グループ間の取決めの見直しまたは変更

既存のグループ間の取決め（正式に契約化されているもの及びそれ以外のものも含め）への徹底した評価は、この進行中の危機の中、そのような取決めを修正・変更する必要があるかどうかを判断するために必要です。また、当該修正や変更は前述の既存のサプライチェーンにおける移転価格の調整に向けた分析結果を反映すべきであります。

また、財務的な取決めについては、極めて不安定かつ予測不可能な環境下では、価格政策を再検討する必要があるでしょうか。例えば、借入額の増加や金利の上昇は、独立企業間原則に基づくものであるように見えるかもしれませんが、借り手に更なる高い財務負担または過少資本のリスクをもたらすことになるでしょう。同様に、将来の価格決定方針は、Covid-19後の市場の予想も考慮に入れるべきであります。



グループ間契約における不可抗力条項の適用

グループ間契約における不可抗力条項とは、契約の履行が困難または不可能な、関係当事者のコントロール外の状況を定義します。この条項が発動される場合、そのような状況にある当事者は、ペナルティ等を受けることなく、契約義務を中断、延期、または解除することができます。以下で関連事項をまとめております。

- 当該企業が不可抗力条項を発動するために、Covid-19による事業への影響の深刻さが妥当であるかどうかを評価する際に、企業のビジネスに関する事実に基づいた分析が必要であり、そのような分析はまた、適切かつ十分に文書化される必要があります。
- また、当該企業が契約下の義務を履行できない期間も検討すべきです。例えば、パンデミックの影響で契約期間全体に比べて短期間でしか業務を遂行できない企業の場合、それのみで不可抗力条項が発動されることになるのでしょうか。
- Covid-19は、サプライチェーンの寸断、従業員の解雇、事業の中断、利益の減少または損失を引き起こしました。サプライチェーンの寸断や事業の中断による影響の深刻さに応じて、義務不履行の事例が生じ、結果としては不可抗力条項が発動される可能性があります。しかし、そのようなCovid-19による影響が不可抗力条項を発動する妥当性のある重大なものであるかどうかについて、それぞれのケースを慎重に評価する必要があります。また、契約上の業務遂行義務は利益を保証するものではないため、損益の落ち込みを不可抗力条項を発動させる要因とすることはできません。



- よくある質問として、不可抗力条項を発動したことによって関係当事者間の取決めを再交渉する際、独立企業間の原則に従うかどうかということです。この質問に答えるためには、もし独立企業が同じような状況に直面した場合、どのような反応をするかを分析しなければなりません。彼らはまた、同様の方法で契約を再交渉するのでしょうか？
- 場合によっては契約終了または再交渉より、新たなアプローチ（すなわち、Covid-19による引き起こされた商業面での影響を反映した改訂契約）で現行の契約を継続した方が良いこともあります。

弊社の推奨（続き）

エビデンス収集

Covid-19 の影響により、移転価格方針、グループ間サプライチェーン、価格評価のアプローチなどの変更が必要になった場合には、今こそ将来の税務調査に向けた資料を用意する時ではないのでしょうか。Covid-19による商業面での影響（例えば、受注の減少、収益の不計上、既存サプライチェーンの寸断、生産設備の不稼働に係る維持費用など）及び、関連税制・移転価格関連分析などを、メール、会議の議事録、メモ／報告書などのリアルタイムで文書化できれば、会社にとって非常に有益なものになります。今からこのような作業を常に積極的に行うことによって、将来の税務調査のための時間及び労力を節約することができるでしょう。



How we can help

- リスクの低い企業における損失の発生を正当化するため、Covid-19 の事業運営への影響を強調した関連当事者間取引に関する詳細な分析のご提供
- Covid-19による影響を受けた企業とそうでない企業との重要な差異を調整するため、ベンチマーク調査と移転価格分析の実施
- 特に負債資本比率が高い企業の場合など、グループ内の財務取引の見直しのサポート
- ベトナムの移転価格の観点からの再構築されたビジネスモデルの見直しのサポート
- 事業再編に伴う新たな関連当事者取引の組成・管理の支サポート
- 企業の事業へのCovid-19による実際の影響を立証するための資料作成のサポート

Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
National TP Leader
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Nguyen Thi Khanh Ha
Director
+84 28 710 14470
hatkng@deloitte.com



Tat Hong Quan
Director
+84 28 710 14341
quantat@deloitte.com



Hoang Thi Le Phuong
Senior Manager
+84 28 710 14373
phuongthoang@deloitte.com



Mukherjee Supratik
Senior Manager
+84 28 710 14450
supmukherjee@deloitte.com



Ha Duc Thanh
Senior Manager
+84 24 710 50105
thanhha@deloitte.com



Le Na
Senior Manager
+84 24 710 50035
nale@deloitte.com



Nguyen Trung Ngan
Manager
+84 24 710 50098
ngantnguyen@deloitte.com



Tang Minh Tung
Manager
+84 28 710 14363
tungtang@deloitte.com



Tran Hong Anh
Manager
+84 24 710 50063
anhtran@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

 www.deloitte.com/vn

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

 deloittevietnam@deloitte.com



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.